



あすなろ保育園

ご入園のしおり

Nursery School Handbook

重要事項説明書

* も く じ *

P3	1. 事業者	(6) 体温と対応
	2. 事業の目的	(7) 予防接種
	3. 運営方針	(8) 健康診断
		(9) 非常災害時の対策
P4	4. 提供する教育・保育の内容	(10) 虐待の対応
	(1) 保育理念・保育方針	(11) 賠償責任保険の加入
	(2) 8つの保育目標	(12) 個人情報
P5～P6	5. 園の概要等	P20～21
	(1) 園の概要	10. 料金
	(2) 施設の概要・位置	(1) 保育料
		(2) 食事及びおやつ代
		(3) 実費徴収
P7	6. 入園手続き	
		P21
P8	7. 入園時の登録・提出物について	11. おもいでアルバム
		P22～23
P9～13	8. 園生活	12. 持ち物
	(1) 開園日・開園時間	
	(2) 一日の流れ	P24
	(3) 園と家庭の連絡	13. 服装
	(4) 給食およびおやつ	
	(5) 変更があった場合	P25
	(6) 利用の終了・退園・休園	14. 苦情申出窓口
	(7) 慣らし保育	
		P25
		15. SIDS（乳幼児突然死症候群）
		P26
		『保護者の皆様へご協力のお願い』ポスター
	</	



株式会社キッズコーポレーションにおいて提供されているコンテンツに関して、編集著作権を含む一切の権利は管理者「株式会社キッズコーポレーション」が保有いたします。コンテンツの利用につき管理者の許諾を得ずに、あらゆる画像や文章などの情報を無断転載することは著作権侵害にあたる行為のため禁止します。

© Kids Corporation Inc. All rights reserved.

1. 事業者

<設置事業者>

事業者の名称 : 社会福祉法人 福寿会
代表者氏名 : 理事長 田中幹夫
法人の所在地 : 〒939-1518 富山県南砺市松原 678-1
法人の電話番号 : 0763-23-2910

<運営事業者>

事業者の名称 : 株式会社キッズコーポレーション
代表者氏名 : 代表取締役 釜野 晋史
法人の所在地 : 〒105-0003 東京都港区西新橋 2-8-6 住友日比谷ビル 10 階
法人の電話番号 : 028-638-7010
事業内容 : 保育所・保育施設の開設・運営、保育施設受託運営 他

2. 事業の目的

あすなろ保育園（以下、「当園」といいます。）では、「KIDS FIRST～何より子どもが最優先～」として、きめ細やかな教育・保育を行い、「子」は「個」を大切にしたい子ども主体の保育を行っています。

お子さまの無限の可能性を信じ、21世紀に羽ばたく子どもたちの人間的基礎を育むことを理念として、4つの柱（個の尊重・心の育成・知の育成・生きる力の育成）を掲げ、乳幼児の心の調和的な発達を図るために8つの教育目標（主体性・自立性・自律性・創造性・想像力・社会性・好奇心・自己肯定感）の下、保育を必要とする子どもに教育並びに保育を一体的に行い、これらの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

3. 運営方針

1. 当園は、教育・保育の提供にあたって、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
2. 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、落ち着いた環境の中で、安心・安定した情緒と健やかで豊かな心と体が育つよう、教育と保育を一体的に行うものとします。
3. 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとします。
4. 当園は、企業主導型保育事業要綱、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとします。

4. 提供する教育・保育の内容

当園は「KIDS FIRST～何より子どもが最優先～」という保育理念のもと、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示 117 号）を踏まえ、環境を通して自己肯定感を育む等以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

（１） 発達の連続性を考慮した教育・保育の提供

0 歳児から就学前までの一貫した、園児の発達を考慮した教育・保育を提供します。

（２） 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた教育・保育の提供

健康、安全や発達の確保を図り、遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促し経験が得られるようにします。

（１） 保育理念・保育方針（キッズコーポレーションの保育の基盤）

KIDS FIRST 何より子どもが最優先
「子」は「個」 個性や発達を大切にする
ALL FOR KIDS すべては子どもたちのために

1 個の尊重
一人ひとりを大切にする

2 心の育成
愛・思いやりを育てる

3 知の育成
考える力を育てる

4 生きる力（人間力の育成）
心身ともに優れた人を育てる

（２） 8 つの保育目標（子どもの内面の成長）

- 主体性 … 自ら考えて行動する子ども
- 自立性 … 自らの力で物事を進めることができる子ども
- 自律性 … 自らを律することができる子ども
- 創造性 … 創意工夫ができる子ども
- 想像力 … 感性豊かな子ども
- 社会性 … 思いやりのある子ども
- 好奇心 … さまざまな事象に興味関心を持つ子ども
- 自己肯定感 … 自分を信じ愛することができる子ども



5. 園の概要等

(1) 園の概要

名 称	あすなろ保育園
事業の種類	企業主導型保育事業・一時預かり事業（余裕活用型）
所 在 地	〒939-1518 富山県南砺市松原 678-1
開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日
電話・FAX番号	TEL：0763-23-2915 FAX：0763-23-2916
HPアドレス	http://fukuju.jp/summary/asunaro.html
園長氏名	宮嶋 実喜子
職員の人数	企業主導型の配置基準人数による ※職員数は在籍園児数により増減します。
利用定員 (年度配置)	19 名 従業員枠：10 名以上（うち自社枠 2 名以上、共同利用枠 8 名以内） 地 域 枠：9 名以内 ※定員構成・お預かりする年齢は、変更する場合があります。
対象園児	生後 2 ヶ月～就学前（6 歳の誕生日を過ぎた 3 月 31 日まで） 【従業員枠】 ・保護者が社会福祉法人 福寿会に勤務していること ・保護者のいずれもが就労要件を満たしていること ・連携企業であること 【地域枠】 ・就労証明または「2号認定」または「3号認定」を受けていること
入園日	ご相談の上入園日を決定します。
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年 1 度実施、その他定期的な本社職員巡回によりサービス内容の向上に努めています。
職員の研修実施状況	協会が実施する安全研修、行政が実施する保育従事者研修等に参加する。
嘱託医	病院名：南砺家庭・地域医療センター 住 所：〒939-1518 富山県南砺市松原 577 電 話：0763-22-3555 ☆内科検診年 2 回実施、緊急時助言等
嘱託歯科医	病院名：南砺市民病院 歯科口腔外科 住 所：〒932-0211 富山県南砺市井波 938 電 話：0763-82-1475 ☆歯科検診年 2 回実施

●支給認定 2 号認定・3 号認定とは

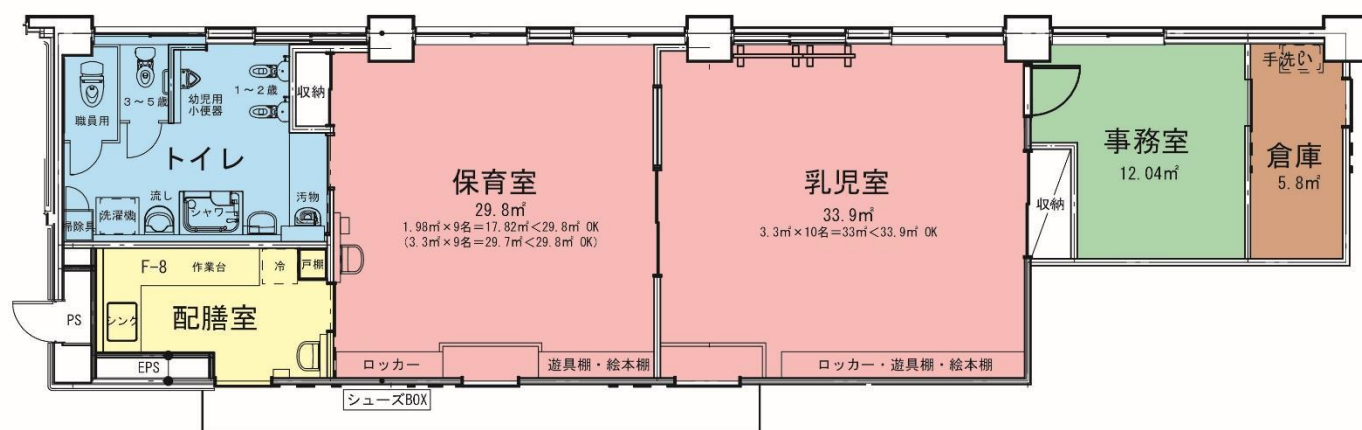
認可保育所等を利用する際に、『保育が必要である事』を認定した事を証明する書類です。
お住まいの市区町村で申請・発行します。（1 号認定から 3 号認定までの 3 つの区分があります）
※1 号認定（教育標準時間認定）は「満 3 歳以上の小学校就学前子どもであって、学校教育のみを受ける子ども」であり、学校教育を担う幼稚園や認定こども園が該当します。

- ・ 2 号認定・・・満 3 歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども
- ・ 3 号認定・・・満 3 歳未満の保育を必要とする子ども

(2) 施設の概要・位置

構 造		鉄筋コンクリート		
敷 地		敷地面積 13,965.8 ㎡		
建 物		特別養護老人ホーム福寿園平成館の 2 階に併設 保育園の延床面積 119.93 ㎡		
施設の内容	1 階	乳児室・ほふく室（0～1 歳児）	1 室	33.9 ㎡
		保育室（2 歳児以上）	1 室	29.8 ㎡
		子ども用トイレ（沐浴スペース含む）	1 室	16.1 ㎡
		配膳・調乳室	1 室	8.7 ㎡
		事務室	1 室	13.4 ㎡
設備の種類		冷暖房、床暖房、インターフォン、自動火災報知設備他		
園庭		敷地面積 139.59 ㎡ 芝、ゴムチップ、砂場、東屋		

【保育園平面図】



平成館2F



全体図

6. 入園手続き

入園手続きは以下の手順で行います。

1. 福寿会より、入園書類をお受け取りください。

『入園面談チェックリスト』『入園書類一式（アレルギー申告書・個人情報同意書）』

『かけはしポータル利用登録のご案内』の書類を受け取り、必要事項をご記入・ご入力ください。



2. かけはしポータル利用登録を済ませ、書類を保育園に提出します。

『入園書類一式（アレルギー申告書・個人情報同意書）』をご提出ください。



3. 保育園との面談日を決めます。

面談日が決まりましたら、ご連絡いたします。



4. 保育園にて面談いたします。

面談前に提出が間に合わなかった書類をご持参ください。

面談の1週間前までにかけはしポータルの入力を済ませてください。



7. 入園時の登録・提出物について

- ・ご準備の際は、入園面談チェックリストを確認しながら、ご準備ください。
- ・入園面談チェックリストに記載の「かけはしポータル利用登録」「提出書類」のご準備をいただき、お子さまと一緒に面談へお越しください。

◆【園児】月極保育・一時保育をご利用の場合

【登録・入力いただくもの】

① かけはしポータル利用登録

別紙「かけはしポータル利用登録のご案内」に載っている二次元バーコードから利用登録の上お子さまの情報をご入力ください

② 予防接種歴入力（全員対象）

※①にて、かけはしポータルの登録完了後、予防接種歴(けんこうてちょう)の入力をお願いいたします。

③ 食材チェック表（0～1 歳児対象）

※①にて、かけはしポータルの登録完了後、食材チェック表の入力をお願いいたします。

※0～1 歳児対象：18 か月頃までの使用を想定しておりますが、18 か月を過ぎたお子さまも必要に応じてご入力下さい。

【ご提出いただくもの】

④ 入園時健康診断書

※入園前に健康診断を受けご提出ください。母子手帳(乳幼児健診を受けられたページ)のコピーでも可能です。
入園日より、3ヶ月以内に受けたものをご提出ください。

⑤ 食物アレルギーに関する申告書

※食物アレルギーの有無にかかわらず、ご提出ください。

⑥ 個人情報取得同意書

※写真掲載等の使用に対しての同意書になります。

※2 通に、署名・捺印のうえ、1 通をご提出ください。（1 通は保護者様、1 通は保育園で保有）

⑦ 就労証明または支給認定

※詳細は別紙「就労証明または支給認定（保育認定）について」をご覧ください。

※一時保育は、「月極保育児」のお預かりを優先的に考え、定員の枠が空いている場合、保育対応を行います。「月極保育」でお預けしていない方も「一時保育」をご利用いただけます。「一時保育」はご家庭の諸事情により、お子さまを見られる方が不在になる等、単発でお預かりするシステムです。月極保育児を優先的にお預かりする旨、ご了承ください。

【入園面談時にその場で記入・ご提出いただくもの】

⑧ サービス利用者に対する契約書及び重要事項の説明に関する同意書

※面談時に園よりお渡しいたします。保護者様がその場でご記入ください。

※2 通に、署名・捺印のうえ、1 通をご提出ください。（1 通は保護者様、1 通は保育園で保有）

◆上記の保育資料一式の他、必要に応じて提出するもの

●アレルギーをお持ちのお子さまの場合

- ・保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（医師記入）
（食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支喘息）

- ・保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（医師記入）
（気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎）

●医師の診断書

※医師に上記、生活管理指導表を記入してもらえなかった場合提出をお願いします。

※診断書でも代用可能ですが、保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表と同等の内容を記入して頂く必要が

あることを、主治医にお伝え下さい。

8. 園生活

(1) 開園日・開園時間

	従業員枠		地域枠	
	保育短時間 (1日8時間以内)	保育標準時間 (1日11時間以内)	保育短時間 (1日8時間以内)	保育標準時間 (1日11時間以内)
開園日	月曜日～土曜日			
保育基本時間	7:30～18:30の間の8時間以内	7:30～18:30	7:30～18:30の間の8時間以内	7:30～18:30
早朝保育 (保育料に含む)	—	6:30～7:30	—	6:30～7:30
延長保育 (保育料に含む)	—	18:30～19:30	—	18:30～19:30
休園日	日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)			

※勤務変更等により登園日を変更する場合は、早めのご連絡をお願いいたします。当日または前日等の急な変更の場合は、園の預かり定員・職員配置の都合上などにより、お預かりが困難なことがありますので、ご理解をお願いいたします。

(2) 一日の流れ

0歳児	時間帯	1歳児～未就学児
○登園 健康観察(視診・検温)		○登園 観光観察(視診・検温)
○自発的な活動		○自発的な活動
○オムツ交換	9:30	○オムツ交換・排泄
○おやつ		○おやつ
○自発的な活動		○自発的な活動
○オムツ交換	11:00	○オムツ交換・排泄
○昼食準備		○昼食準備
○昼食	11:30	○昼食
○午睡準備(オムツ交換)		○はみがき
○午睡	12:45	○午睡準備(オムツ交換・排泄)
	13:00	○午睡
○オムツ交換		○オムツ交換・排泄
○おやつ	15:00	○おやつ
○自発的な活動		○自発的な活動
○オムツ交換		○オムツ交換・排泄
○降園		○降園

※上記はあくまでも予定です。年齢や季節などにより、生活時間は異なります。

☆自発的な活動

(室内) お絵かき・粘土・ブロック・パズル・おままごと・お遊戯・ごっこあそび・絵本・紙芝居・制作など
(室外) 園庭(砂場・乗用玩具・かけっこ)・お散歩

(例)【年間行事予定】

春

4・5・6月

- 入園の会
- こどもの日
- 保護者会

夏

7・8・9月

- 七夕
- 水遊び
- 夕涼み会
- お月見

秋

10・11・12月

- 園外保育
- ハロウィン
- クリスマス会
- 保護者会・個人面談

冬

1・2・3月

- 正月遊び
- 節分
- ひなまつり
- お別れの会(卒園式)

定例行事(毎月実施)

●お誕生日会

●身体測定

●防災・避難訓練

※上記の行事予定はあくまで目安です。在園児の様子、月齢、年度により異なります。

年度初めの行事計画のご案内、毎月の園のおたより等で事前にご案内いたします。

(3) 園と家庭の連絡

かけはしポータルについて

かけはしポータルは、お子さまの様子を保育園と保護者様でやり取りを行うための連絡帳機能をはじめ登園日の予約や、園からのお知らせ連絡についてもかけはしポータル内から確認が可能となります。その他の機能につきましては、かけはしポータルにログイン後ご確認ください。



【お知らせ】

- ・ 行事やお知らせしたいことなど、必要に応じてかけはしポータルのお知らせ欄より配信をいたします。
各文書によく目を通して、園からの連絡事項をご確認の上、必要なものを期日までにご提出ください。

【連絡帳】

- ・ ご家庭と保育園とのやり取りに使用いたします。
お子さまの健康状態や日々の成長について、情報を提供するための大切なものです。お子さまの園での様子をお伝えしますので、毎日必ず入力をしてください。ご家庭での様子や相談などをご入力ください。

【登園予約と登降園】

- ① ご利用日の予約は、かけはしポータルの『登園予約』より行ってください。
登園時・降園時には、園にある iPad を使用して打刻をお願いいたします。
 - ・ 月極保育・一時保育（二重保育含む）の利用にかかわらず、次月の利用予定日（登園・降園時間予定）を、かけはしポータルの入力締切日（毎月 25 日）までにご入力ください。ご入力いただいたご予約を基に保育スタッフのシフトを作成し、予約人数分の給食・おやつ等の対応等を行います。急な変更の場合は対応が出来かねる場合がございますのでご了承ください。
 - ・ かけはしポータル登園予約の締切日後は入力での変更等は出来ません。利用予定日の予約・変更等につきまして、お電話または送迎時に承ります。分かった時点で早めにお伝えをお願いいたします。
- ② 送迎の際は、保育スタッフに必ずお声掛けください。
(迎えに来ていただく方は、かけはしポータルに写真登録をされている成人の方に限ります。)

<登 園>

- ・ 開園時間以降から、お子さまをお預かりいたします。
勤務状況に合わせての預かり対応を行いますが、調整が可能でしたら、毎日の生活リズムを考慮し、9:00 頃までに登園をしていただくことが望ましいです。
- ・ 給食の都合もありますので、欠席・遅刻・早退等の場合、分かった時点でご連絡をお願いいたします。

<降 園>

- ・ お迎えの方やお迎え時間に変更になる場合、必ず事前にご連絡ください。
写真登録をされている方がお越しになられましても、事前にお迎えの変更連絡がない場合は、お子さまをお渡しできかねます。尚、写真登録がない方がお迎えにお越しいただく場合、その方の情報を必ずお伝え願います。確認困難時はお子さまをお渡しできかねることもございます。合わせてご了承ください。降園時間までにお迎えをお願いいたします。

- ③ 一度降園した後に、その日のうちに再度登園することはご遠慮ください。

（ご家庭の用事で預けることは NG、仕事による場合は園にご相談ください）

【その他】

- ・朝出かけるときに何か変わった様子がある時は、登園時に口頭等で保育者へお知らせください。
（気分が悪い・朝食をとらない・機嫌が悪く登園をしづる・風邪気味など）
- ・お子さまに関する園への連絡、保育についてのご相談・疑問に思ふことへの問い合わせやご要望など、随時承ります。お気軽にお伝えください。

【配布物】

- ・献立表（毎月）

（４）給食およびおやつ

1. 提供方針

食事はすべての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して摂取でき、丈夫な身体作りに努める給食提供を目指しております。手作りの季節に合った旬のもの提供します。

2. 提供方法

特別養護老人ホーム福寿園 厨房より提供



3. 献立

保護者の方には、前月 25 日ごろに翌月の献立表（食材や栄養分などを掲載）をお配りします。

4. 衛生管理等

- ・管轄保健所に給食開始届等を提出し、開設前および定期的に保健所による衛生指導を受けます。
- ・水道水の確認（色・濁り・臭い・異物）を、1 日 2 回（朝・夕）実施しています。
- ・保育スタッフは毎月検便を行います。（採用時は検便検査結果後に採用日確定とする）
- ・そのほか、日々、毎月のチェックリストにより衛生管理を実施しています。

5. アレルギー等への対応

- ・食物アレルギーをお持ちのお子さまについては、基本「アレルゲン除去食」にて対応させていただきます。その際、医師記載の「保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」をご提出ください。
- ・キッズコーポレーションでは、1 年毎の再評価（医療機関の受診）をお願いしております。
受診後は、アレルギーの耐性の推移・経過報告、「保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」のご提出をお願いします。「アレルゲン除去食」は、必ず医師の指示に従いましょう。

※アレルギーの程度や除去食物の種類によっては、給食対応が難しいこともあります。

その場合はお弁当持参をお願いすることもあります。ご了承ください。

※自治体が 6 か月毎の再評価（医療機関の受診）を推奨する場合、または、保護者様のご都合により、受診困難な場合などがありましたら、園にご相談ください。

(5) 変更があった場合

引っ越し、就労時間変更、部署、職業等、ご家庭の状況に変更がある場合、早めに園までお知らせください。また、入園時にご入力いただいた内容と異なる場合は分かった時点でお伝えをお願いいたします。

(6) 利用の終了・退園・休園

1. 利用の終了について（以下の場合には、保育・教育の提供を終了）
 - ・6歳の誕生日を過ぎて3月31日となったとき（3月31日が最終登園日）
 - ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
 - ・地域枠で在籍の場合、要件に該当しなくなったとき
 - ・従業員枠で在籍の場合、保護者が退職したとき
 - ・その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき
2. 退園について
 - ・諸事情等により退園する場合は、「退園届」が必要となりますので、園までご連絡ください。
 - ・退園される場合は、遅くとも退園する前月の15日までに退園届のご提出をお願いいたします。
3. 休園について
 - ・諸事情等により1ヶ月以上休園される場合は、「休園届」が必要となりますので、園までご連絡ください。
 - ・休園される場合は、遅くとも休園する月の前月15日までにご提出をお願いいたします。
 - ・休園期間も保育料・その他の料金は発生します。

(7) 慣らし保育

入園当初から長時間の保育は、お子さまにとって大きな負担になります。お子さまの状態を見ながら、保護者の方と相談の上、一日でも早く園に慣れるため徐々に保育時間を延長する「慣らし保育」を行いますのでご協力をお願いいたします。おおよそ1週間を目途にしておりますが、お子さまによっては、2週間程度かかる場合があります。



9. 健康と安全

(1) 園での病気や怪我の対応

＜怪我・打撲や捻挫など経過観察が必要な場合＞

- ・園で応急処置をします。
- ・その時は異常がなくても、後から腫れや痛みがでることがあります。帰宅後も経過を見てください。容態が変わった場合には病院で受診した後、園に連絡をお願いいたします。

＜医師の治療を必要とする怪我をした場合＞

- ・医師の治療が必要だと判断した時点で、保護者に連絡します。
- ・保護者の方に付き添っていただき、かかりつけの医療機関で受診します。連絡の取れない場合は、園近隣の医療機関で受診します。
- ・緊急を要すると判断した場合は、すぐに園近隣の医療機関で処置していただき、受診中または受診後に保護者に連絡することがあります。あらかじめご了承ください。

＜緊急時の対応＞

- ・万が一、利用時間内に保育スタッフの過失により園児に怪我等が生じた場合には、加入する保険の範囲内で賠償することとします。
- ・園児が急病や事故などの非常時には応急処置をすること、必要な処置を受けるために病院等の医療機関へ移送をすることとします。ただし、持病があるなど保護者から特別に指示を受けている場合は、指示内容に沿って対応させていただきます。

(2) 持病に関して

- ・持病がある方は、かけはしポータル登録時に「持病」の欄より詳細をご入力ください。
なお必要に応じて診断書をご提出ください。

- (1) 提供いただいた持病の情報を利用し傷病の判断及び対応を行います。
- (2) 園児に何らかの症状等が発現した場合、原則として、保護者様にご連絡をし、ご対応を依頼する。
または医療機関への搬送、もしくは医療機関の受診という対応のみを行います。
- (3) 保育士は医療の専門家ではありませんので、保育園内において医療行為あるいは、これに類する行為は実施できません。また、提供された情報以外の対応は困難です。
- (4) 本件業務に起因するものとは認められない傷病に関しては、賠償の責任を負担するものではありません。
感染症の発生等についても同様です。
- (5) 保育士の過失により利用時間内に園児に傷病等が発生した場合、弊社加入の保険の範囲内で損害を賠償いたします。
- (6) 本同意書に関する個人情報については、株式会社キッズコーポレーションにおける個人情報の扱いに従い、
原則として、お子さまの救急対応の目的外には使用されません。



(3) 感染症

お子さまが感染症に罹患された場合、下記の必要書類を再登園時にご提出ください。

- 様式1 「登園届（保護者記入用）」
- 様式2 「登園届」（インフルエンザ用）
- 様式3 「登園届」（新型コロナウイルス感染症用）
- 様式4 「医師の意見書（医師記入用）」

- ・学校保健安全法で定められた（保育所において予防すべき）感染症にかかっている、かかっている疑いがある等の場合は、感染拡大を防ぐため、また、余病の併発防止のため、「感染と登園に関して」様式5の登園の日安期間、医師による登園許可が出るまで登園をお控えください。
- ・様式の詳細は下表をご覧ください。

様式	提出方法	該当する感染症について
様式1 様式2 様式3 「登園届」	医師の指示のもと、保護者の方が記入した 様式1「登園届」、様式2「登園届」（インフルエンザ用）、様式3「登園届」（新型コロナウイルス感染症用）をご提出ください。	末尾添付の様式1 様式2 様式3「登園届」あるいは様式4「医師の意見書」に記載されている感染症一覧をご確認ください。
様式4 「医師の意見書」	かかりつけの医師にご記入いただいた 様式4「医師の意見書」をご提出ください。 （病院の様式でも可）	

(4) 与薬について

保育園での与薬（投薬）のルールは下記の通りとなります。

与薬がある場合は下記注意事項を確認のうえ、別ページ様式6「与薬依頼票」をご提出ください。

与薬依頼票は『かけはしポータル』からもダウンロード可能となっております。

- ① 保育園では与薬を行わないことが原則です。例外的に与薬を行うのは、医師が保育時間内に与薬が必要と判断した場合に限ります。受診の際、医師に保育園に通っている旨を伝え、1日2回(朝・夕)の投薬に調整していただくようお願いします。
- ② 園でお預かり、与薬する薬は医師処方のものに限ります。市販の薬はお預かりできません。
- ③ 与薬を依頼する場合は、事前に電話等で園に連絡し、お子さまのお名前、どんな薬か（薬品名、効用）いつ与薬が必要かを必ずお伝えください。連絡なしの突然の薬のお預けは、誤薬を招く恐れがありますので堅くお断りします。
- ④ 薬を持参する前に、「与薬依頼票（『かけはしポータル』よりダウンロード可）」をご家庭で漏れなく記入してください。1回の分量、いつどのような時に与薬するのか、保管場所、注意事項等を明確に記載願います。預ける当日に保育園で記入することは厳禁です。必ずご家庭でしっかり記入してください。
 なお、与薬依頼票は、1回の処方で1枚の提出、有効となります
 （例：5日分お薬が処方されたら、5日分で1枚の与薬依頼票の提出となります）。
- ⑤ 薬は1日分のみをお預けください（塗り薬やはケースやチューブごとで構いません）。
- ⑥ 薬の容器や袋には、お子さまの氏名（フルネーム）を記入してください。
- ⑦ 薬を預ける際には、「①与薬依頼票」「②薬」「③薬の説明書」の3点を持参し、薬を園スタッフにしっかり見せて、注意点等は口頭でもお伝えください。
- ⑧ 保育園では降園後の薬の保管は行いません。お迎え時に余った薬をお持ち帰りください。

- 注1) 座薬は、慢性疾患のお子さまで、医師が園での座薬対応が必要と判断した場合に限り、園での与薬に対応します。
- 注2) 抗ヒスタミン剤、エビペン、吸入は基本的に園では対応いたしません。どうしても必要な場合は園スタッフにご相談ください。
- 注3) 発作時や症状がひどい時に飲む強めの薬（頓服）は、園スタッフでは与薬の判断ができないため、与薬対応いたしません。
- 注4) 気管支拡張剤（ホクナリンテープ等）を貼って登園する際は、与薬依頼票の提出は不要です。かけはしポータルの連絡帳に貼った旨、貼った箇所を入力してください。園でのテープ張替えを依頼する場合は、与薬依頼票の提出が必要です。
- 注5) 日焼け止め、虫除けスプレー（クリーム）、虫刺され薬（ベビームヒ等）は、基本的に保育園での塗布は行いません。家庭で塗布してから登園、または園の外で塗布してから登園してください。（園で塗布対応する場合は、別途ご案内いたします）

(5) 嘔吐・下痢

- ・嘔吐・下痢の症状がみられた場合には、お迎えをお願いいたしますのでご了承ください。
- ・症状が回復し、普段通りの生活（食事・排泄・機嫌）が送れるようになってから、登園をさせるようにしてください。回復前の登園は状態の悪化、病気を長引かせてしまうことになります。また、集団生活のため、集団感染の危険が伴います。
- ・下痢、嘔吐で汚れた衣服につきましては、感染症予防の観点からそのまま返却させていただきます。ご了承ください。

(6) 体温と対応

<朝の検温>

- ・登園前に検温し（健康状態確認のため）、かけはしポータルの連絡帳にご入力ください。
- ・お子さまの平熱+1℃以上を発熱と考えますので、登園を控えていただき、かかりつけ医に受診、ご家庭で休養するようにしてください。
- ・登園時間より24時間以内に解熱剤を服用している場合はお預かりできませんのでご了承ください。

<園での発熱の場合>

- ・平熱+1℃以上の発熱症状、他の症状がみられた場合、感染症が疑われますので、ご連絡を入れさせていただきます。お子さまの様子により、お迎えをお願いさせていただきます。

(7) 予防接種

- ・予防接種を受けた後は副作用が起きる可能性もありますので、ご自宅でゆっくりと過ごせるようにご協力をお願いいたします。また、予防接種を受けた場合は、かけはしポータルの「けんこうてちょう」に入力をお願いします。

(8) 健康診断

① 健康診断

- ・当園の嘱託医において年2回の健康診断を園で実施いたします。結果については、かけはしポータルの「けんこうてちょう」よりお知らせいたします。

※健康診断時に欠席された場合につきましては、園からお伝えをさせていただきます。

② 歯科検診

- ・当園の嘱託歯科医において、年1回の歯科検診を実施いたします。
結果について、かけはしポータルの「けんこうてちょうより」お知らせいたします。

※歯科検診時に欠席された場合につきましては、園からお伝えをさせていただきます。

③ 身体測定

- ・身長・体重の測定を毎月行います。結果については、かけはしポータルの「けんこうてちょう」よりお知らせいたします。

(9) 非常災害時の対策

避難情報【警戒レベル3 高齢者等避難】が発令された時は、状況により電話・メール・かけはしポータルの緊急連絡機能などを活用し、連絡します。

【登園前】

- 避難情報【警戒レベル3 高齢者等避難】が発令された時は、無理に登園することなく、一番の安全対策をお取りください。

【登園後】

- 避難情報【警戒レベル3 高齢者等避難】が発令された時は、迎えが来るまで安全に注意し、保育をいたします。

緊急避難場所	第1 避難場所：福寿園駐車場 第2 避難場所：南砺家庭・地域医療センター前
指定緊急避難場所	南砺市福野中学校体育館
広域避難場所	南砺市福野中学校グラウンド

避難・不信者対応訓練	火災及び地震を想定した防災・避難訓練（月 1 回） 不審者対応訓練(年 2 回)を実施いたします。
防災設備	自動火災探知器・スプリンクラー設備・消火栓・消火器

消防署	管轄消防署：砺波地域消防組合消防本部 南砺消防署 【所在地】〒939-1744 富山県南砺市天地 99 【TEL】0763-52-0119
警察署	管轄警察署：南砺警察署 福野交番 【所在地】〒939-1561 富山県南砺市福野 1316 【TEL】0763-22-2019

(10) 虐待の対応

当園は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、園長を責任者とし、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じます。

管轄児童相談所	高岡児童相談所
住 所	〒933-0045 富山県高岡市本丸町 12-12
電話番号	0766-21-2124

(11) 賠償責任保険の加入

当園では、以下の賠償責任保険に加入しております。

加入保険	一般社団法人日本こども育成協議会
保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険の種類	保育所経営者賠償補償、園児のための傷害事故補償

■保育所経営者賠償補償

保育所の施設・設備の欠陥または職員の業務上の管理・指導ミスや提供した飲食物の事故により、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合の補償。

身体賠償 財物損壊 (施設・昇降機) 支払限度額	身体賠償 財物損壊 4 (生産物) 支払限度額	総支払限度額	自己負担額
2億円 (1名/1事故)	2億円 (期間中)	2億円 (お支払する保険金の最高限度額)	1千円 (1名/1事故/期間中)

■園児のための傷害事故補償

園児の保育所管理下の急激、偶然、外来の事故によるケガを補償。

死亡・後遺障害保険金額	入院保険金額	通院保険金額
100万円	1,500円	1,000円

加入保険	独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度
------	------------------------------

■給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付額は令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が小学校の管理下で生じたもので、療育に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される） ただし、高額医療費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額
疾病	その原因である事由が小学校の管理下で生じたもので、療育に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食などによる中毒・ガス等による中毒・熱中症 ・溺水・遺物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される） 学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	障害見舞金 4,000万円～88万円 (通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円)
死亡	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 (通学(園)中の場合 1,500万円)
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 3,000万円 (通学(園)中の場合 1,500万円)
		死亡見舞金 1,500万円 (通学(園)中の場合も同額)

(12) 個人情報

- ・当園の運営事業者および従事するすべての職員は、保育を提供するうえで知り得た園児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- ・サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が園児および保護者の個人情報の提供を行うことを、保護者との契約書『個人情報取得同意書』を交わすことによって、保護者は同意することといたします。
- ・施設運営内容の向上を目的とした運営委員会等の会議体に対し、事業者が園児および保護者の個人情報を提供する必要がある場合は、その都度文書で保護者の同意を得るものとします。
- ・行事や保育中の様子を撮影した写真・動画等（保護者や園児の関係者等が撮影したもの、保育園が撮影・配信したもの等）は、個人による観賞のみを利用目的とし、SNS（Instagram等のソーシャルネットワークサービス）、ブログ、You Tube、ホームページ、チラシ、ポスター、その他不特定多数の人物に公開する媒体への利用掲載を固く禁止します。保護者自身のお子さま以外の人物（園児や保護者等）が映っている写真・動画等を許可なく掲載した場合、大きなトラブルの原因になりますので十分ご注意ください。また媒体への掲載のみならず、他者に見せる、共有するといった行為も禁止です。併せてご注意ください。

10. 料金

(1) 保育料

		地域枠・連携企業	従業員枠
利用料	保育料金	両親の市町村民税所得割課税が 48,600 円未満の方 ●0～2 歳児の子ども 月額 22,000 円 (保育時間が 1 日 11 時間以内の場合の金額) ●3～5 歳児の子ども 保育料月額 17,500 円 給食材料費月額 4,500 円 両親の市町村民税所得割課税が 48,600 円以上の方 ●0～2 歳児の子ども 月額 27,000 円 (保育時間が 1 日 11 時間以内の場合の金額) ●3～5 歳児の子ども 保育料月額 22,500 円 給食材料費月額 4,500 円 延長保育をご利用の方 延長保育 100 円/日	福寿会職員のお子さまで両親の市町村民税所得割課税額が 48,600 円未満の方 ●0～2 歳児の子ども 月額 10,500 円 (保育時間が 1 日 11 時間以内の場合の金額) ●3～5 歳児の子ども 保育料月額 8,500 円 給食材料費月額 2,000 円 福寿会職員のお子さまで両親の市町村民税所得割課税額が 48,600 円以上の方 ●0～2 歳児の子ども 月額 15,500 円 (保育時間が 1 日 11 時間以内の場合の金額) ●3～5 歳児の子ども 保育料月額 13,500 円 給食材料費月額 2,000 円 延長保育をご利用の方 延長保育 100 円/日
	その他	クリーニング代(シーツ、パット) 月額 1,000 円	

※利用料の他、行事費等は別途徴収いたします。

【無償化対象者の保育料】

0～2 歳児の子どものうち住民税非課税世帯(生活保護者、里親を含む)であって保育の必要性のある子どもは全額無償となります。

3～5 歳児の子どものうち保育の必要性のある子どもは保育料のみ無償となります。

※保育料の算定基準となる市町村民税の対象年度は 4 月から 8 月までは前年度の、9 月から 3 月まではその年の市町村民税額を基準とします。そのため、毎年 9 月分から新たに決定した保育料となります。

○当年度

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
前年度市町村民税					当年度市町村民税で算定						

○翌年度

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
前年度市町村民税					当年度市町村民税で算定						

利用料として上記金額を毎月指定日に引き落としさせていただきます。

その後、以下の条件に該当する方は年度末に南砺市へ補助申請することにより、補助金が振り込まれる制度があります。

また、福寿会職員のお子さまで南砺市以外の場合についても申請により以下の金額と同額を福寿会が補助します。

※補助金については、毎月の保育料を収めていただき、年度末申請により一括振り込みとなります。

申請手続きについては、該当者様に別途ご案内いたします。

①南砺市の方で最年長のお子さまが小学校 3 年生までの場合 2 人目のお子さまには、本人申請により※注) 利用料の 1/2 が南砺市から補助されます。

②南砺市内の方で第 3 子以降のお子さまには本人申請により※注) 利用料の全額が南砺市から補助されます。

※注) ここでいう利用料とは南砺市保育料基準額と上記金額を比較して低い金額を言います。

(2) 一時預かり保育料 ※従業員枠のみ

区分		保育料
一時預かり保育	5 時間以上	1,800 円/日
	5 時間未満	1,200 円/日

※月額の上限は 22,000 円

(3) 支払い方法

当施設における毎月の基本保育料のお支払い方法は以下の通りです。

料金のお支払いは、指定の金融機関口座より自動引落となります。「口座振込依頼書」に必要事項をご記入の上、当園にご提出ください。引き落としは毎月 17 日となります。

例) 10 月 17 日に引き落とされる料金内訳

9 月の保育料金 + その他の料金 + 口座振替手数料 110 円

なお、自動引落の手続き完了まで 2 ヶ月程度かかりますので、その間は毎月 17 日までに下記の口座までお振込みをお願いします。自動引落の手続きが完了しましたらその旨をご案内します。
また、毎月の保育料等の自動引落が保護者都合によりできなかった場合についても指定の期限までに下記口座までお振込みをお願いします。

＜振込先＞ 金融機関 北陸銀行福野支店
 口座番号 普通預金 6030352
 口座名義 社会福祉法人 福寿会

11. おもいでアルバム 【株式会社スタジオアリスとの提携】

園でのお子さまの様子（保育スタッフ撮影）を、「egao スクールフォトサービス」にて、写真の閲覧・購入をしていただけるサービスになります。写真の公開期間中は、PC・スマートフォン・タブレットで 24 時間閲覧・購入することが可能です。写真が届くまでには、個人でのお申込みの場合 10 日程度、園での申し込みの場合 1 カ月程度、お時間をいただきますのでご了承ください（申し込みにつきましては、園にご確認ください。）詳しくは「egao スクールフォトサービス」のご案内を配布いたしますのでご覧ください。

12. 持ち物

（月極児）年度初めにご提出いただくもの

- ・ビニール袋（持ち手つきのもの）……50 枚

登園の際にご持参いただくもの

- ・全ての持ち物の見えやすい場所に見える大きさに記名（フルネーム）してください。
（布団・バスタオル等、大きなものにも見えやすい場所に必ず記名）
氏名が消えかけてきた場合は必ずご対応ください。
- ・当日の登園の際、必要なものをバッグに入れてご持参ください。

※お薬・実費徴収費用をご持参いただいた場合、職員に必ず手渡ししてください。

＜月極保育のお子さま＞

品 名		0 歳児	1 歳児	2 歳児～	持ち物の使用用途・目的・保護者様へのお願い
毎 日	持ち手付きビニール袋／2～3 袋	●	●	●	汚物や着替え用に使います。
	食事用エプロン／3 枚	●	●	－	午前・午後のおやつ用 2 枚と食事用 1 枚
	スタイ／2～3 枚	●	●	－	必要に応じてご持参ください。
週 1 回	タオルケット（夏）／1 枚	●	●	●	必要に応じてご持参ください。
園 に 常 備 す る 物	着替え（上下）／3～4 組 下着／3～4 組	●	●	●	1 歳以上のお子さまは着脱の練習を促すためつなぎの服はお控えください。季節にあったものを、園に常備し、使用した分だけを毎日持参して補充してください。
	紙オムツ／1 パック	●	●	●	紙オムツ 1 枚ずつに見える大きさに記名してください。必要に応じてご持参ください。園で 1 パックの保管をいたします。
	おしり拭き／1 個	●	●	●	なくなりそうになりましたら、お声掛けいたしますのでご持参ください。
	置き靴（戸外遊び用）／1 足	●	●	●	靴を履いて登園する場合は不要です。
	自由画帳		●	●	リングでつづられている、B4または A4 サイズのものをご用意ください。
	帽子（ひもつき）	●	●	●	首の日よけがあるものだとおなおいです。
	ストローマグ／1 個	●	●	－	食事用コップの代用。園で保管いたしますので、必要な方はご持参ください。電子レンジ消毒可能なものをご用意ください。
	哺乳瓶／使用する分	●	●	－	耐熱性のものを必要に応じてご持参ください。園で保管いたします。

※ミルクは福寿会でご用意いたします。母乳の方はスタッフまでご相談ください。

※玩具等の私物の持参は破損・紛失の可能性があるのでお断りしております。



＜一時保育＞

品 名		0 歳児	1 歳児	2 歳児～	持ち物の使用用途・目的・保護者様へのお願い
登園に必要な方のみ持参	着替え（上下）／3～4 組 下着／3～4 組	●	●	●	1 歳以上のお子さまは着脱の練習を促すためつなぎの服はお控えて、季節にあったものを持参してください。
	持ち手付きビニール袋／2～3 袋	●	●	●	汚物や着替え用に使います。
	食事用エプロン／3 枚	●	●	-	午前・午後のおやつ用 2 枚と食事用 1 枚
	スタイ／2～3 枚	●	●	-	必要に応じてご持参ください。
	タオルケット（夏）／1 枚	●	●	●	必要に応じてご持参ください。
	食事用コップ／1 個	●	●	●	お子さまに合わせて、ご持参ください。
	歯みがきセット （歯ブラシ・うがい用コップ）	-	-	●	お子さまに合わせて開始いたします。歯ブラシ・うがい用コップを巾着袋に入れてご持参ください。歯ブラシは、定期的に新しいものに交換してください。
	紙オムツ／必要数	●	●	●	紙オムツ 1 枚ずつに見える大きさに記名してください。
	おしり拭き／1 個	●	●	●	
	靴（戸外遊び用）／1 足	●	●	●	靴を履いて登園する場合は不要です。
	ストローマグ／1 個	●	●	-	お子さまに合わせて、ご持参ください。 電子レンジ消毒が可能なものをご用意ください。
	哺乳瓶／使用する分	●	●	-	耐熱性のものを必要に応じてご持参ください。

※玩具等の私物の持参は破損・紛失の可能性があるのでお断りしておりますのでご了承ください。



エプロン、紙パンツ、おしりふきについては、サブスクの利用が可能です。
詳細は別途資料を配布いたしますのでご覧ください。

13. 服装

お子さまが活動しやすい服装で登園してくださるようご協力をお願いいたします。

ご家庭でご着用のものでご用意いただいても良いのですが、新たに揃える場合は以下を参考にお選びください。

① 活動しやすいもの

- ・伸縮性のある（動きやすい）服がよいでしょう。
- ・飾りのボタンやひも、フードのついていないシンプルな形が安全です。
- ・すり落ちたりせず股上丈が深いズボン、上着はお腹や背中が出ないように丈の長いものがよいでしょう。
- ・すそが長すぎるズボンは動きにくく危険です。

② 着脱を習慣づけるために

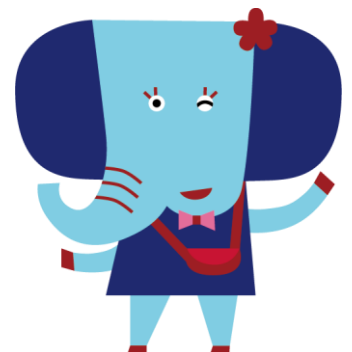
- ・ズボン、パンツはゴム入りの簡単なものをおすすめします。
- ・前襟ぐり、袖ぐり、袖下にゆとりがあるものがよいでしょう。
- ・前開きの衣類はボタンが大きめのものが着やすいようです。
- ・靴は、かかとを持って履ける運動靴をおすすめします。園外遊びや散歩をたくさんしますので、足に合った靴をお選びください。

③ 安全で洗濯しやすいもの

- ・シャツは汗や汚れを吸収し、通気性の良い綿素材がよいでしょう。毎日の洗濯が可能で、肌への刺激も少ないです。特に、乳児は肌への刺激を考え、化繊の下着は避けましょう。
- ・スタイは、使用しやすいものをご用意ください。

④ オムツについて

- ・ご家庭でご使用になられている紙オムツ（紙パンツ）等をお持ちください。
- ・紙オムツ（紙パンツ）1枚ずつに見える大きさに記名をしてください。
- ・園で使用した紙オムツは園で処分します。（←園によるので確認する）
- ・紙オムツが不足した場合には、園にある紙オムツ（紙パンツ）を使用いたします。使用した分は、後日に返却をお願いいたします。
- ・「おしり拭き」は各自ご用意ください。



14. 苦情申出窓口

当園は、利用者の皆様から寄せられた苦情について、適切な対応によりその解決にあたります。
ご不満、ご指摘、ご要望などございましたら下記まで何なりとご相談ください。

お客様相談窓口	キッズコーポレーション 総務課
連絡先	0120-080-710（フリーダイヤル）
受付時間	9:00～18:00（平日）
苦情受付担当者	保育士 野守 由香理
苦情解決責任者	園 長 宮嶋 実喜子
第三者委員	水口 幹夫／長谷川 光徳

15. SIDS（乳幼児突然死症候群）

乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守るために、当園では以下のように気を付けます。

- うつぶせ寝は危険ですので、仰向け寝で対応させていただきます。
（医師からうつぶせ寝をすすめられている場合を除きます）
- 保育室にひとりにしません。
- 保育者が睡眠時にも見守り、定期的に睡眠観察いたします。
- 枕は窒息防止の観点から禁止とさせていただきます。
- ベッドまわりには、ひも状の危険なものを置きません。
- 定期的な健康診断をもとに、お子さまの発達の様子を把握いたします。



保護者の皆さまへご協力をお願い

SIDSはご家庭での生活環境が大切です

SIDSから
赤ちゃんと一緒に
守りましょう



SIDS (Sudden Infant Death Syndrome) = 乳幼児突然死症候群とは

それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡する病気です。

日本では、およそ6,000人～7,000人に1人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっていると推定されています。

生後2ヵ月から6ヵ月に多く、まれに1歳以上でも発症することがあります。SIDSから赤ちゃんを守るため、以下のような育児習慣等に留意することで発症のリスクの低減が期待されています。



1 うつぶせ寝は避けてください

うつぶせ寝が、あおむけ寝に比べてSIDSの発症率が高いという研究結果がでています。医学上の理由で必要なとき以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせるようにしましょう。また、赤ちゃんをなるべく一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮をすることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことになります。

保育園ではあおむけ寝で入眠できるよう保育しています。

ご家庭でうつぶせ寝の習慣がある場合は、
あおむけ寝にするようご協力をお願いいたします。



2 喫煙を避けてください

両親が喫煙する場合、両親が喫煙しない場合よりSIDSの発症率が高くなるというデータがあります。妊婦自身が禁煙することはもちろん、妊婦や乳児のそばでの喫煙も避けるよう、身近な人の協力が必要です。



3 母乳育児をおすすめします

母乳で育てられている乳児は、人工乳の乳児と比べてSIDSの発症率が低いと言われています。人工乳がSIDSを引き起こすわけではなく、また、様々な事情があり、すべての人が母乳で育てられるわけではありません。無理のない範囲での母乳育児をおすすめします。

 Kids Corporation

登園屆

登 園 届 (保護者記入欄)

園児氏名

保護者氏名:

医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届(保護者記入用)」が必要な感染症

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている

登園届(インフルエンザ用)

園長 殿

園児名： (組)

インフルエンザのため欠席していましたが、回復したため登園いたします。

インフルエンザの型	A 型 () ・ B 型 () ・ C 型 () ・ 不 明
発症した日	※発熱、全身倦怠感(体のだるさ)、悪寒(寒気)などの症状が出た日となります。判断に迷う場合は医師に相談してください。 月 日
解熱した(熱が下がった)日	月 日
登園を再開する日	月 日

受診した医療機関名

令和 年 月 日

保護者名 ②

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで

(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 平成24年4月1日施行)

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31

※下記の出席停止日数の数え方を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

(凡例：発症日：□ 、 解熱日：◇ 、出席停止の期間：_____ 、 登園可能な日：○)

※出席停止日数の数え方例(発症・発熱した日を0日目として数えます。)

- ① 2/1発症→2/2解熱→発症後5日経過→2/7から登園可。 1・2・3・4・5・6・7・8・9
- ② 2/1発症→2/3解熱→解熱後3日経過→2/7から登園可。 1・2・3・4・5・6・7・8・9
- ③ 2/1発症→2/4解熱→解熱後3日経過→2/8から登園可。 1・2・3・4・5・6・7・8・9

登園届(新型コロナウイルス感染症用)

園長 殿

園児名： (組)

新型コロナウイルス感染症のため欠席していましたが、回復したため登園いたします。

発症した日 (無症状の場合は、 検体採取日)	※発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出た日となります。 判断に迷う場合は医師に相談してください。	月	日
症状が軽快した日		月	日
登園を再開する日		月	日

受診した医療機関名

令和 年 月 日

保護者名 印

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること

※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること

(保育所における感染症対策ガイドライン 令和5年5月改訂)

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31

※下記の出席停止日数の数え方を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

(凡例：発症日：□、症状軽快日：◇、出席停止の期間：____、登園可能な日：○)

※出席停止日数の数え方例(発症した日を0日目として数えます。)

① 2/1発症→2/2症状軽快→発症後5日経過→2/7から登園可。

1・2・3・4・5・6・7・8

② 2/1発症→2/5症状軽快→発症後5日経過→2/7から登園可。

1・2・3・4・5・6・7・8

③ 2/1発症→2/6症状軽快→症状軽快後1日経過→2/8から登園可。

1・2・3・4・5・6・7・8

医師記入用

医師の意見書

登園の際には、下記の医師の意見書のご提出をお願いいたします。
(なお、登園の目安は、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

意 見 書 (医師記入欄)	
園長 殿	園児氏名
病 名:	記入日: 令和 年 月 日
令和 年 月 日から	医療機関:
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登園可能と判断します。	医師氏名: 印

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。
一人一人の子どもが一日 快適に生活できるように、感染症の集団発症や流行を抑えるため、
下記の感染症について『医師の意見書』のご提出をお願いいたします。
子どもの健康回復状態が、保育園(集団)生活が可能な状態となってからの登園であるようにご配慮ください。
※感染力のある期間もご注意ください。

医師が記入した「医師の意見書」が必要な感染症		
病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(みずぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現してから 5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結 核	_____	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2日経過していること
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な 抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111等)	_____	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立 している5歳以上の小児については出席停止の必要はな く、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便 から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	_____	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	_____	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている

感染症と登園に関して

当園では、こども家庭庁作成の「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、出席停止期間の定められた感染症に罹患されたお子さまの登園をご遠慮いただいております。下記の感染症が認められた場合は、早めに園にご連絡ください。医師による登園許可が出るまでは登園をお控えください。なお、治癒後に登園する際には、当社規定の「医師の意見書（医師が記入）」または「登園届（医師の診断に従い保護者が記入）」のいずれかを提出してください。インフルエンザ・新型コロナウイルスにつきましては、「登園届（インフルエンザ用）」「登園届（新型コロナウイルス用）」をご使用ください。お子さまの健康回復および園内の感染防止のため、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

医師が記入した「医師の意見書」が必要な感染症		
病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（みずぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結 核	—————	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111等）	—————	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—————	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—————	医師により感染の恐れがないと認められていること

医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届（保護者記入用）」が必要な感染症		
病名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過すること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬服用後、24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているの注意が必要）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているの注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—————	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている

与薬依頼票（保護者記載用）

保育園では、原則として薬はお預かりしておりません。医師の判断で、保育中の与薬が必要と認められた時、かつ医師が処方した薬に限らせていただいております。
下記の内容をよくご理解の上、必要事項をすべてご記入いただき、保育園にご提出ください。

- ① この書面に記載の薬のみをお預かりします。その際、必ず薬または容器に氏名(フルネーム)を記入し、職員に手渡ししてください。
- ② 薬は1日分のみをお預けください（塗り薬の場合はケース、チューブごとで構いません）。保育園内での保管・管理については、職員に十分ご周知ください。
薬の有効期間、保管状態に関しては、保護者様の責任をお願いします。
- ③ 万一、指示通りの与薬・塗布によりお子さまに何らかの症状や影響が出た場合、保育園では一切責任は負いません。
- ④ 吸入対応は行っておりません。気管支拡張剤、座薬は慢性疾患に限り対応いたします。
気管支拡張剤を貼って登園する場合は、当与薬依頼票の提出は必要ございません。保育園で貼り替える必要がある場合は、貼付する場所を
体の図に記入（○印）してお知らせください。尚、気管支拡張剤1枚ずつにも必ず記名をしていただき誤飲防止のためのご協力をお願いいたします。

＜与薬承諾書＞

（保護者名）_____ は、（お子さま名）_____ の薬を

保育園に預けるにあたり、上記の内容にすべて同意し、保育者による投薬・塗布を依頼します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 （署名）_____

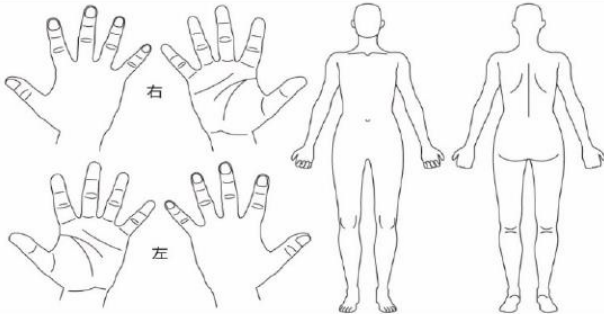
※自署または記名捺印

◆ 預ける前のチェック項目

- ☐ 包装や容器にお子さまの名前は記入されていますか
- ☐ 医師が処方した薬品であり、医師や薬局による薬剤情報提供書(薬の説明)が同封されていますか
- ☐ 薬は1回分ずつ小分けにしていますか

与薬を指示された 医療機関名			病 名 (症 状)			
No.	種 類	数 量	薬 品 名	服用時間	保管場所	備 考
例	粉薬	2	アスペリン ミヤBM	昼食後	常温	
1	粉 薬					
2	シロップ					
3	塗り薬					
4	その他					

外用薬などの対応場所



その他の注意事項

薬の飲み合わせなど、特に注意する点がありましたらお書きください。

責 任 者	受 取 者
月 日	月 日

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 24 horizontal dotted lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 25 horizontal dotted lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 25 horizontal dotted lines.

社会福祉法人
福寿会